

一級建築士(学科)

受験生の皆様

【重要連絡】脱炭素大改正に係る法令集への書込みについて

2025年3月5日

TAC建築士講座

受験生の皆様にはすでにご承知のとおり、令和7年の建築士試験では令和7年4月1日施行の脱炭素大改正を適用法令とする「異例の発表」が昨年末にありました。

3月3日の試験案内、受験要領の公表を待ち、試験機関である（公財）建築技術教育普及センターに**法令集への書込み**について問い合わせたところ、「**法令集への文字情報の書込みはいっさい禁止**」との回答をいただきました。

例えば、確認申請に係る建築基準法6条1項**「四号」を「三号」に手書きで直すのも禁止**との回答です。

つきましては、TAC受講生にすでに案内し、さらにTAC法令集を購入された方向けにもインターネット等で同様の予告をした内容について訂正させていただきます。

今後、配付、発送する「追録」及びTAC受講生が講義用資料としてすでに使用している「追録 事前配付版」のA1～A88までの内容について**手書きで書込みをした文字情報は必ず消してください**。

手書きで書込みをした文字情報をフリクションペンであればこすって消す、消えないペンであれば修正液、修正テープで消す等の対応をお願いいたします。

二重線、囲み枠は受験要領で書込みが認められていますので、消す必要はありません。

お手数をおかけして誠に申し訳ありません。

最後に、今回の指導内容の変更についてお詫び申し上げますとともに、「異例の発表」に際して、法規の講義に支障のないよう受験要領の公表に先行して決断しなければならなかったことをご理解いただければ幸いです。

以上